

○西郷村物品購入等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱

平成16年11月25日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村財務規則(昭和61年西郷村規則第4号)第122条第1項の規定により、西郷村を発注者として、指名競争入札の方法により物品等の買入れその他の契約を締結する場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を定めるものとする。

(指名競争入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加することができない。ただし、村長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に該当する者
 - (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
 - (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 物品の買入れその他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
 - (5) 資格の審査の申請時において、税を滞納している者
 - (6) 西郷村が締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第5号から第7号までに規定する者又はこれらと密接な関係を有する者
 - (7) 審査基準日(村長が定める資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売若しくは修繕の実績のない者又は建築物等維持管理業務若しくは建築物等維持管理業務と同種の業務についてその受託の取扱高がない者
 - (8) 指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載した者
- (資格及びその有効期間)

第3条 資格は、申請書等により審査の上、村長が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 西暦における偶数年の7月1日(以下「定期受付日」という。)を審査基準日とする申請書等を提出した者(以下「定期受付申請者」という。) 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から2年間
 - (2) 定期受付日以外の日を審査基準日として申請書等を提出した者(以下「随時受付申請者」という。) 提出した日の翌々月の初日から次の西暦における奇数年の3月31日まで
- (資格の認定の取消し)

第4条 村長は、資格の認定を受けた者が第2条第1号から第4号まで、第6号及び第8号のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すものとする。

(物品の買入れ又は修繕の契約に係る資格の審査)

第5条 物品の買入れ又は修繕の契約に係る資格は、次に掲げる事項について審査し、その結果を総合勘案して、指名競争入札に参加する資格を有すると認められる者については、参加者名簿に登載するものとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の営業年度における別表1の営業種目ごとの年間生産高若しくは年間売上高又は年間修繕金額
 - (2) 審査基準日の前日における当該業務に従事する従業者数
 - (3) 審査基準日の前日までの営業年数
 - (4) 引き続き1年以上その営業を営んでいること。
 - (5) その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項
- (建築物等維持管理業務その他の委託契約に係る資格の審査)

第6条 建築物等維持管理業務その他の委託契約に係る資格は、次に掲げる事項について審査し、その結果を総合勘案して、指名競争入札に参加する資格を有すると認められる者については、参加者名簿に登載するものとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の営業年度における別表2の業種ごとの年間取扱高
- (2) 業務の経歴
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げる事項
(申請書等の提出)

第7条 資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を村長に提出しなければならない。

- (1) 物品の買入れ又は修繕の契約に係る者についての申請書等
 - ア 次に掲げる様式による物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書
 - (ア) 第1号様式の1
 - (イ) 第1号様式の2
 - (ウ) 第1号様式の4
 - イ 法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し
 - ウ 審査基準日の直前1年の営業年度の財務諸表又は青色申告決算書
 - エ 審査基準日の直前1年において納付し、又は納付が確定したものに係る次に掲げる納税証明書又はその写し
 - (ア) 法人(申告所得)税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人(個人)事業税、法人(個人)県民税及び自動車税
 - (ウ) 事業主として村に納付すべき村税
 - オ 営業所一覧表(第3号様式)及び営業所に権限を委任したことを証する書面(営業所に見積、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る。)
 - カ 営業許可(登録、認可、届出)一覧表(第4号様式)
 - キ 使用印鑑届(第5号様式)
 - ク 営業種目を印刷製本類で申請する場合は、印刷設備状況一覧表(第9号様式)
 - ケ 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(第10号様式)
- (2) 建築物等維持管理業務その他の委託契約に係る者についての申請書等
 - ア 次に掲げる様式による建築物等維持管理業務その他の委託競争入札参加資格審査申請書
 - (ア) 第1号様式の1
 - (イ) 第1号様式の3
 - (ウ) 第1号様式の4
 - イ 業務経歴書(第6号様式)
 - ウ 技術者経歴書(第7号様式)
 - エ 前号イからキまで及びケに掲げる書類
(申請書等の提出期限等)

第8条 申請書等は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期限内に財政担当課へ提出しなければならない。

- (1) 定期受付申請者 審査基準日の属する年の11月から翌年の2月末日までの間でその都度告示する期間
- (2) 随時受付申請者 別に村長が指定した日
(申請書等の変更)

第9条 申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに物品購入(修繕)入札参加資格審査事項変更届(第8号様式)に変更内容を記載の上、村長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成24年11月15日告示第80号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に西郷村物品購入等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱第3条に規定する資格の有効期間にある者の資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年11月7日告示第71号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に西郷村物品購入等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱第3条に規定する資格の有効期間にある者の資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年5月10日告示第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月10日告示第83号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1(第5条関係)

営業種目番号		品目番号	
1	印刷製本類	101	一般印刷物
		102	フォーム印刷
		103	地図印刷
		104	製本
		105	コピー・青写真
		109	その他の印刷製本類
2	文房具・事務機器類	201	文房具・事務用品
		202	オフィス家具
		203	金庫
		204	事務機器
		209	その他の文具事務機器類
3	コンピュータ類	301	コンピュータ・周辺機器
		302	ネットワーク機器
		303	コンピュータソフトウェア
		309	その他のコンピュータ類
4	印章類	401	ゴム印・印章
		409	その他の印章類
5	用紙類	501	コピー・印刷・フォーム用紙
		509	その他の用紙類
6	医療・福祉機器類	601	診療診断・治療器具類
		602	衛生検査器具類
		603	調剤器具類
		604	車いす
		609	その他の医療・福祉機器類
7	医薬品・衛生材料費	701	医療用薬品
		702	家庭薬
		703	試験紙・試薬
		704	介護用品
		709	その他の医療品・衛生材料類
8	写真用品類	801	カメラ
		802	フィルム・写真材料
		803	写真
		809	その他の写真用品類
9	理化学機器類	901	測量器具
		902	測定器具
		903	試験検査器具
		909	その他の理化学機器類
10	電気・通信機器類	1001	家電製品
		1002	視聴覚機器

		1003	音響・映像・放送機器
		1004	無線機・無線装置
		1005	電話機
		1006	電話交換機
		1007	照明装置
		1009	その他の電気・通信機器類
11	車両・船舶類	1101	小型・普通自動車
		1102	軽自動車
		1103	トラック
		1104	バス
		1105	二輪車・自転車
		1106	船舶(総トン数20トン未満のもの)
		1109	その他の車両船舶類
12	建設機器類	1201	除雪車
		1202	建設機械
		1203	ポンプ
		1204	発電機
		1209	その他の建設機器類
13	農畜林産機器	1301	農産・園芸用機器
		1302	畜産機器
		1303	林産・木工機器
		1304	食品加工機器
		1309	その他の農畜林産機器類
14	水産機器類	1401	ブイ
		1402	漁具
		0403	水槽
		1409	その他の水産機器類
15	工作機器類	1501	工作機器
		1502	繊維機器
		1509	その他の工作機器類
16	自動販売機・発券機類	1601	自動販売・券売機
		1602	駐車場機器
		1609	その他の自動販売機・発券機類
17	燃料・油脂類	1701	ガソリン・軽油
		1702	重油・灯油
		1703	ガス
		1704	潤滑油
		1709	その他の燃料・油脂類
18	衣料・寝具類	1801	制服・白衣
		1802	雨具・作業服
		1803	寝具
		1809	その他の衣料・寝具類
19	日用雑貨類	1901	金物
		1902	台所用品
		1903	清掃用品
		1904	食器・花器
		1909	その他の日用雑貨類

20	百貨	2001	デパート・総合商社
21	食料品類	2101	米穀
		2109	その他の食料品類
22	農林水産資材類	2201	飼肥料・農薬・園芸資材
		2202	種苗・苗木
		2203	畜産資材
		2204	林産資材
		2205	漁業資材
		2206	工業薬品
		2209	その他の農林水産類
23	建材・資材類	2301	土木資材
		2302	建築資材
		2303	管工事資材
		2304	電気工事資材
		2305	建具・表具
		2306	ガラス
		2307	塗料・溶剤類
		2308	ダンボール・包装材料
		2309	その他の建材資材類
24	楽器・音楽用品類	2401	楽器
		2402	楽譜
		2403	音楽CD・ビデオ・DVD
		2409	その他の楽器・音楽用品
25	美術・工芸品類	2501	美術品
		2502	工芸品
		2503	美術工芸材料
		2509	その他の美術・工芸品類
26	運動用品類	2601	運動器具・用具
		2602	武道具
		2603	レジャー用品
		2609	その他の運動用品
27	書籍	2701	書籍
		2702	出版物
		2709	その他の書籍
28	時計・貴金属類	2801	時計・眼鏡・宝石・貴金属
		2802	記・徽章類
		2809	その他の時計・貴金属類
29	車両・船舶部品類	2901	車両部品
		2902	船舶部品
		2903	整備機器
		2909	その他の車両船舶部品
30	消防資材器具類	3001	防護用品
		3002	防災用品
		3003	救助用品
		3009	その他の消防資材器具類
31	靴・かばん類	3101	履物
		3102	バッグ

		3103	皮革製品
		3109	その他の靴かばん類
32	教育用機器・教材類	3201	教材
		3202	教育機器
		3203	保育用教材
		3204	遊具
		3205	模型
		3206	標本
		3207	見本
		3209	その他の教育用機器・教材類
33	業務用厨房機器類	3301	食器洗浄器
		3302	調理器・調理台
		3303	流し台
		3304	ガス器具
		3305	業務用冷凍庫
		3309	その他の厨房機器類
34	冷暖房衛生器具類	3401	リサイクル・水処理装置
		3402	焼却炉
		3403	ボイラー・冷暖房機器
		3404	浴槽・トイレ
		3409	その他の冷暖房衛生器具類
35	動物	3509	動物
36	警察用器具類	3601	交通安全用品
		3602	警察装備
		3603	警察機器
		3606	その他の警察用機器類
37	家具・木工具・室内装飾品類	3701	家具
		3702	じゅうたん
		3703	畳
		3704	カーテン・ブラインド
		3709	その他の室内装飾品
38	看板・標識類	3801	旗・どんちょう
		3802	腕章・ステッカー
		3803	道路標識類
		3804	掲示板・表示板
		3809	その他の看板・標識類
39	自動車修繕	3901	車両修繕
		3902	船舶(総トン数20トン未満のもの)
		3909	その他の自動車修繕
40	その他の修繕	4009	その他修繕
41	その他	4109	その他

別表2(第6条関係)

番号	業種
0010	警備業
0020	清掃業(建築物・機器等)
0030	浄化槽清掃及び管理業
0040	建築物維持管理(ビル管理・建築物環境衛生総合管理業)

0050	電気設備保守点検
0060	電話設備保守点検
0070	ボイラー設備保守点検
0080	その他の設備保守点検
0090	建築物空気環境測定業
0100	建築物飲料水水質検査業
0110	建築物飲料水貯水槽清掃業
0120	建築物ねずみ、こん虫等防除業
0130	廃棄物処理業
0140	消防設備保守点検業
0150	電気工作物保守点検業
0160	昇降機保守点検業
0170	地下タンク及び地下埋設配管定期点検業
0180	運搬業
0190	機器保守点検業
0200	樹木・芝管理業
0210	給食受託業
0220	介護サービス業
0230	行政コンサルティング業
0240	情報処理業
0250	広告企画制作業
0260	議事録作成業
0270	上、下水道等水処理施設維持管理業務
0280	上、下水道等水処理施設運転保守管理業務
0290	水質等検査
0300	環境計量証明・公害関係測定分析業務
0310	遺跡・遺物・文化財関係業務
0320	自動車・バス運行委託・管理業務
0330	人材派遣業
0340	リース業(OA機器、自動車等)
0350	その他

様式(省略)